

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 : 法人名

別表八 平十五・三・三十一以後終了事業年度分

御注意
2 「31」欄は、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配については、その分配額の二分之一（又は四分の二）に相当する金額を記載します。
1 「26」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る引当金又は積立金の額を含めます。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合						基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合					
受取配当等の金額 (33の計)						受取配当等の金額 (33の計)					
負債利子等の額の計算						負債利子等の額の計算					
1	2	3	4	5	6	13	14	15	16	17	18
当期に支払う負債利子等の額	連結法人に支払う負債利子等の額	差引金額 (2)-(3)	総資産価額 (27の計)	連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額 (28の計)+(29の計)	受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 (4) × (6)/(5)	当期に支払う負債利子等の額	平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	同上の各事業年度の連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等に係る負債利子等の額の合計額	負債利子 (16) (小数点以下3) 控除割合 (15) (位未満切捨て)	受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 (14)×(17)	
関係法人株式等の額の計算						関係法人株式等の額の計算					
8	9	10	11	受取配当等の益金不算入額 ((1)-(7)) × (50%、60%又は70%) + (8)-(10) + (11)		19	20	21	22	23	24
受取配当等の金額 (36の計)	関係法人株式等の帳簿価額 (30の計)	受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 (4) × (9)/(5)	連結法人株式等に係る受取配当等の金額 (37の計)			受取配当等の金額 (36の計)	(15)の各事業年度の関係法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	負債利子 (20) (小数点以下3) 控除割合 (15) (位未満切捨て)	受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 (14)×(21)	連結法人株式等に係る受取配当等の金額 (37の計)	受取配当等の益金不算入額 ((13)-(18)) × (50%、60%又は70%) + (19)-(22) + (23)

当年度実績による場合の総資産価額等の計算						
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (25)-(26)	連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額	受益証券の帳簿価額の $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{1}{4}$ 相当額	関係法人株式等の帳簿価額
	25	26	27	28	29	30
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

受取配当等の金額の明細						
法人名又は銘柄	本店の所在地	受取配当等の金額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)
		31	円	32	円	33
計						
法人名	本店の所在地	配当確定時までの保有期間	保有割合	受取配当等の金額		益金不算入の対象となる金額 (34)-(35)
				34	円	35
計						
法人名	本店の所在地	受取配当等の金額の計算の基礎となった期間		受取配当等の金額		
		37		円		
計						

別表八の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が、平成15年3月31日以後に終了する事業年度において、内国法人から受ける受取配当等の額について法第23条（受取配当等の益金不算入）（措置法第67条の6（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に使用します。
- 2 この明細書の各欄は次により記載するほか、「平成14年版 法人税申告書の記載の手引」の「別表八「受取配当等の益金不算入に関する明細書」」を参考として記載してください。
 - (1) 「連結法人に支払う負債利子等の額3」欄には、連結法人である内国法人を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度（以下「分割前事業年度」といいます。）において、連結法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係があるものに限り、）に支払う負債の利子の額を記載します。
 - (2) 「同上の各事業年度の連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等に係る負債利子等の額の合計額16」欄には、「15」に記載した金額のうち、その各事業年度の連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の配当等から控除すべきものとして令第22条第1項の規定により計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
 - (3) 「15の各事業年度の関係法人株式等に係る負債利子等の額の合計額20」欄には、「15」に記載した金額のうち、その各事業年度の関係法人株式等の配当等から控除すべきものとして令第22条第2項の規定により計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
 - (4) 「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等26」欄には、令第22条第1項第1号のイからニまでに掲げる金額（分割前事業年度及び当該分割前事業年度の直前の連結事業年度にあつてはイからホまでに掲げる金額）の合計額からへに掲げる金額を減算した金額を記載します。
 - (5) 「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額28」又は「関係法人株式等の帳簿価額30」の各欄は、各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。

この場合の連結法人株式等とは令第18条の3第3項に規定により読み替えて適用される同条第1項の株式又は出資を、関係法人株式等とは令第22条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項の第1号又は第2号に掲げる場合における株式又は出資をいい、「受取配当等の金額の明細」の各欄の連結法人株式等又は関係法人株式等とはその範囲が異なりますから、ご注意ください。
 - (6) 「受取配当等の益金不算入額 ((1)-(7)) × (50%、60%又は70%) + ((8)-(10)) + (11) 12」及び「受取配当等の益金不算入額 ((13)-(18)) × (50%、60%又は70%) + ((19)-(22)) + (23) 24」の各欄の「50%、60%又は70%」は、内国法人の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。
 - ① 各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社である場合…「50%、60%又は70%」を消します。
 - ② ①以外の法人である場合
 - イ 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度…「50%、60%又は70%」を消します。
 - ロ 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する事業年度…「50%、60%又は70%」を消します。
 - ハ 平成16年4月1日以後に開始する事業年度…「60%又は70%」を消します。